

資料 2

## 総務省 提出資料

## 行政不服審査制度検討会中間取りまとめに対する意見

### 【客観的かつ公正な審理の実現・第三者機関への諮問関連】

不服申立て制度の改正にあたっては、司法分野（主に行政訴訟）との役割分担に留意が必要。

不服申立てによる行政救済制度は、行政不服審査法第1条に規定するとおり「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」にある。すなわち、不服申立て制度は、中立性を担保することを最優先とするものではなく、専門知識を有する行政庁に反省の機会を与え、自主的かつ簡易迅速な国民の権利利益の救済を目的とするものとの認識。

このような観点から、各府省一律に対審制度を導入すること、（一定の処分についてではあるけれども、）第三者機関への諮問の義務付けを行うことについては、慎重に検討する必要がある。

特に、専門性の高い電気通信事業分野・電波分野・放送分野においては、決裁ラインから離れた審理担当官、各府省横断的（又は省内横断的）な第三者機関など相対的に専門的知見の乏しい者により、簡易迅速な権利利益の救済を図ることが難しく、行政事件訴訟と別に行政不服審査制度を設けた趣旨を没却することになるのではないかと懸念。

特に電波法においては、迅速性と客観性の利益衡量を図るため、準司法手続（裁決主義、実質的証拠法則、東京高裁の専属管轄）が採用されていることにも留意する必要がある。

また、対審制を採用する場合、たとえ決裁ラインから離れた者を審理担当官としても、国民の視点に立つと、所詮内部部局の人間ということと同じではないか。迅速性を失ってまでどの程度中立性の確保によって利益が得られるか疑問がある。

### 【地方公共団体に関する制度の在り方関連】

本中間取りまとめにおいては、「地方公共団体に関する制度の在り方については、今後、関係各方面の御意見を聞き、更に検討を深めることとしたい。」とされている。

当然のことながら、新たな行政不服審査制度は、地方公共団体にとっても、簡易迅速な住民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保のためにより充実したものとなる必要があり、今後、地方公共団体に関する制度の在り方につき、地方公共団体関係者からの意見も踏まえ、検討会において十分な検討をお願いしたい。

## 「関係府省等に対して、考え方等を確認しておきたい事項」について

### 【行政組織の中における当該決裁ラインから相対的に独立した審理担当官】

- 担当部署以外の部署の職員に指名を受諾させることは実際問題として容易か。
- 争点及び証拠整理手続を実施し、裁決案を作成・提出するなどの職責を担える職員は確保できるか。  
効率を考えると、不服申立手続処理の経験を積んだ職員に集中的に処理させるということにならないか。

- ・ 専門的知見のない人間に審理担当を行わせるのは困難（「中間取りまとめに対する意見」に記載のとおり。）。

また、専担の職員を確保することは、行政改革が進展し、必要最小限の人員で業務を遂行している現状容易ではない。

さらに、どの程度不服申立ての件数が発生するか分からない中で、不服申立手続専担の人間を確保することは、行政全体の効率を考えると非効率的ではないか。

【総合通信基盤局、情報通信政策局】

**予め審理担当官指名のルールを省庁内で策定することは可能か。**

- ・ 電気通信事業法、電波法の仕組みを参考に一定のルールを策定することは不可能ではない。【総合通信基盤局】